

法人税法上の区分	法人の種類		地方税法上の区分	代表的なもの	法人住民税の取扱い	
					均等割	法人税割
公共法人			法 296 ・25 に掲げるもの	国、地方公共団体、土地改良区等	×	×
			上記以外のもの	独立行政法人、土地開発公社等	最低税率	×
公益法人等	収益事業を行わないもの	公益社団法人・公益財団法人	博物館の設置・学術研究目的のもの		×	×
			上記以外の公益社団法人・公益財団法人		最低税率	×
		非営利型の一般社団法人・一般財団法人		最低税率	×	
		上記以外の公益法人（特例民法法人含む）	法 296 ・25 に掲げるもの	日本赤十字、社会福祉法人、宗教法人、学校法人等	×	×
			上記以外のもの		最低税率	×
		法人税法別表第 2 以外の法律により公益法人等とみなされるもの	政党法人格付与法の政党等		×	×
	上記以外で公益法人等とみなされるもの		商工会、認可地縁団体、NPO 法人等	最低税率	×	
	収益事業を行うもの	公益社団法人・公益財団法人			最低税率	
		非営利型の一般社団法人・一般財団法人			最低税率	
		独立行政法人				
上記以外の公益法人等（特例民法法人含む）			社会福祉法人、宗教法人、学校法人等（注 1）	最低税率		
法人税法別表第 2 以外の法律により公益法人等とみなされるもの			商工会、認可地縁団体、NPO 法人等	最低税率		
人格のない社団等	収益事業を行わないもの			法人登記をしていない社団、財団で、代表者または定めのあるもの。社交を目的とする P T A、同窓会、学会等	×	×
	収益事業を行うもの				最低税率	
協同組合等				農業協同組合、農事組合法人（給与支払いなし）、消費生活協同組合、中小企業等協同組合、信用金庫、森林組合等		
普通法人	一般社団法人・一般財団法人				最低税率	
	上記以外のもの			株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、医療法人、相互会社、協業組合、企業組合、農事組合法人（給与支払いあり）等		
個人	法人課税信託の引受けを行うもの				×	

(注1) 社会福祉法人、更生保護法人、学校法人または私立学校法第 64 条第 4 項の法人については、収益事業による所得の 90% が本来の目的に充てられているものは、収益事業の範囲に含めないものとします。

(注2) 個人均等割・所得割、法人税割が課税され、法人均等割は課税されません。

新潟市において均等割が最低税率、法人税割が非課税のうち、減免にあたるものは次の通りです。

- 1 公益社団法人または公益財団法人で非収益事業のみを行うもの。
- 2 一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）または一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）で非収益事業のみを行うもの。
- 3 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた認可団体で非収益事業のみを行うもの。
- 4 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人で非収益事業のみを行うもの。

法人住民税(法人税割)の取扱いの概要

公益法人制度改革に伴う税制改正により、法人住民税(法人税割)については、収益課税の範囲等が法人税と同様の取り扱いとなります。概要は次の通りです。

- 1 公益社団法人・公益財団法人については、収益事業に対してのみ課税されます。
- 2 公益法人認定法上の公益目的事業は「収益事業」から除かれ、非課税となります。
- 3 公益社団法人・公益財団法人の収益事業に属する資産のうち、公益目的事業部門に振り替えた金額については、非課税となります。
- 4 一般社団法人・一般財団法人のうち、一定の要件を満たす非営利型法人については、収益事業についてのみ課税されます。
- 5 上記 4 に該当しない一般社団法人・一般財団法人については、税法上、普通法人として取り扱われ全ての所得に対して課税されます。

法人住民税(均等割)の取扱いの概要

公益法人制度改革に関する法人住民税(均等割)の取扱いの概要については、次の通りです。

- 1 公益社団法人・公益財団法人および一般社団法人・一般財団法人については、均等割の最低税率が適用されます。
- 2 博物館の設置や学術研究を目的とする公益社団法人・公益財団法人が収益事業を行わない場合、均等割が非課税となります。
- 3 「人格のない社団等」のうち収益事業を行わないものについては、均等割が非課税となります。
- 4 「人格のない社団等」や「公益法人等」(注 3) など資本金の額を有しない法人(注 4) に対して均等割が課税される場合は、最低税率が適用されます。
(注 3) 個別法において「公益法人等」とみなされるものを含み、独立行政法人を除きます。(注 4) 相互会社を除きます。

特例民法法人に対する経過措置

特例民法法人(特例社団法人および特例財団法人)については、これまでの民法第 34 条法人と同様の措置が適用されます。

「特例民法法人」とは、これまでの民法第 34 条の規定に基づき設立された社団法人および財団法人の総称です。特例民法法人は、平成 20 年 12 月 1 日から 5 年以内に公益社団法人・公益財団法人または一般社団法人・一般財団法人のいずれかに移行しなければならないこととされており、この期間内に移行しなかった社団法人・財団法人については、期間満了と同時に解散したものとみなされます。